

消費生活 サポーター 通信

平成29年度
第10号

今月のテーマ

架空請求の相談急増中！



事例

スマホに「サイトの登録未納料金が発生している。連絡がなければ法的手続きに入る」とのSMSが大手通販会社をかたる事業者から届き、相手に連絡してしまった。「10万円の未納料金がある」と言われ、名前と生年月日を聞かれたので答えてしまった。「コンビニに着いたら振り込み方法を教えるので連絡するように」と言われたのだが、どうしたらよいか。

※SMS…携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス。

アドバイス

今年度、県内の消費生活センターに寄せられた**架空請求に関する相談は、4～12月の9か月間で1,000件を超え、すでに昨年度1年間の相談件数である762件を大きく上回っています。**

特に**プリペイド型の電子ギフト券**を使ってだまし取る手口が増えていますので、注意が必要です。

（架空請求の手段は、SMSのほか、電子メール、ハガキ、封書など様々です。）



架空請求の被害にあわないために

- **覚えのない請求や不審な請求には返信や連絡をしない。**
詐欺グループからのメール等に返信したり、電話をかけるとそれだけで自分のメールアドレスや電話番号を相手に教えてしまうことになります。
- **実在する有名企業だからと安易に信用せず、内容をよく確認する。**
- **「電子ギフト券を購入して番号を教える」それは詐欺！**

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎188 (お近くの消費生活センターにつながります)

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (土日祝も相談受付中！)



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
デルミちゃん
(Tel. Me)